

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 （CEV 補助金）のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 補助内容	2
■ 4. 補助金を受けた車両の保有義務期間について	4
■ 5. 申請～受給までのステップとポイント	4
■ 6. 最後に	5

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 （CEV 補助金）のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT 補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT 導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）」とは、クリーンエネルギー自動車を購入した場合に交付される補助金です。燃料に石油以外の資源を用いた、走行時の排出ガスが少ないまたは全く出ない環境にやさしい自動車をクリーンエネルギー自動車といい、具体的には電気自動車やプラグインハイブリッドカー、燃料電池自動車などがあります。

我が国の二酸化炭素排出量の約 2 割は運輸部門が占めています。運輸部門の中では自動車分野が約 9 割を占めていて、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。早期に電気自動車や燃料電池自動車等の需要創出や車両価格の低減を促すことを目的として、補助金が交付されます。

なお、本補助金に関するすべての手続きと問い合わせ対応は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が行っています。

本補助金は、車両登録した日付が令和 5 年 3 月 31 日までの場合と、令和 5 年 4 月 1 日以降の場合とで補助内容が一部異なります。交付申請書の提出期限が原則初度登録（届出）日から 1 か月以内であることから、本レポートでは令和 5 年 4 月 1 日以降の登録車両への補助内容について紹介します。

■ 3. 補助内容

補助の対象者、対象車両、補助額については、以下のとおりとなっています。

<対象者>

個人、法人、地方公共団体、リース会社

※リース契約についても申請可能ですが、この場合は所有者であるリース会社が申請を行い、補助金相当額が車両のリース料金を支払う使用者の月々のリース料金に還元されることを条件に、リース会社に補助金を交付します。

<対象車種>

センターが承認した車種

※新車新規登録（新車新規検査届出）で、自家用の車両に限ります（事業用車両は対象外）。

※対象車種は随時更新されますので、最新の情報はセンターWeb サイトで確認してください。

<補助額>

自動車から電力を取り出せる外部給電機能の有無やグレード等により、補助金の交付額は異なります。

車別ごとの上限額または定額は次のとおりです。

車別	ベース	条件付き※1
電気自動車（EV※2）	上限 65 万円	上限 85 万円
小型・軽電気自動車 （軽 EV）	上限 45 万円	上限 55 万円
プラグインハイブリッド 自動車（PHEV※2）	上限 45 万円	上限 55 万円
燃料電池自動車 （FCV※2）	上限 230 万円	上限 255 万円
超小型モビリティ	<個人> 定額 25 万円 <サービスユース※3> 定額 35 万円	<個人> 定額 35 万円 <サービスユース※3> 定額 45 万円
ミニカー	<個人> 定額 20 万円 <サービスユース※3> 定額 30 万円	<個人> 定額 30 万円 <サービスユース※3> 定額 40 万円
車別	補助額	
側車付二輪自動車 原動機付自転車	上限 12 万円	

※1 「条件付き」とは、次の条件を満たす車両をいいます。

◆EV、小型・軽EV、PHEV

⇒外部給電機能（A）または（B）を満たし、かつ、省エネ要件（C）を満たす場合

◆FCV、超小型モビリティ、ミニカー

⇒外部給電機能（A）または（B）を満たす場合

- (A) 車載コンセント（1500W/AC100V）から電力を取り出せる給電機能がある車両
 - (B) 外部給電器や V2H 充放電設備を経由して電力を取り出すことができる車両（外部給電機能としての V2X 対応）
 - (C) 省エネ法トップランナー制度の 2030 年度燃費基準の対象となる車両（型式指定自動車）

※2 EV、PHEV、FCV について、メーカー希望小売価格（税抜）が 840 万円以上の車両は、算定された補助額に価格係数 0.8 を乗じた額が補助金交付額となります。

※3 「サービスユース」とは、レンタカー事業者等が「わ」「れ」ナンバーで貸出し用車として使用するものをいいます。

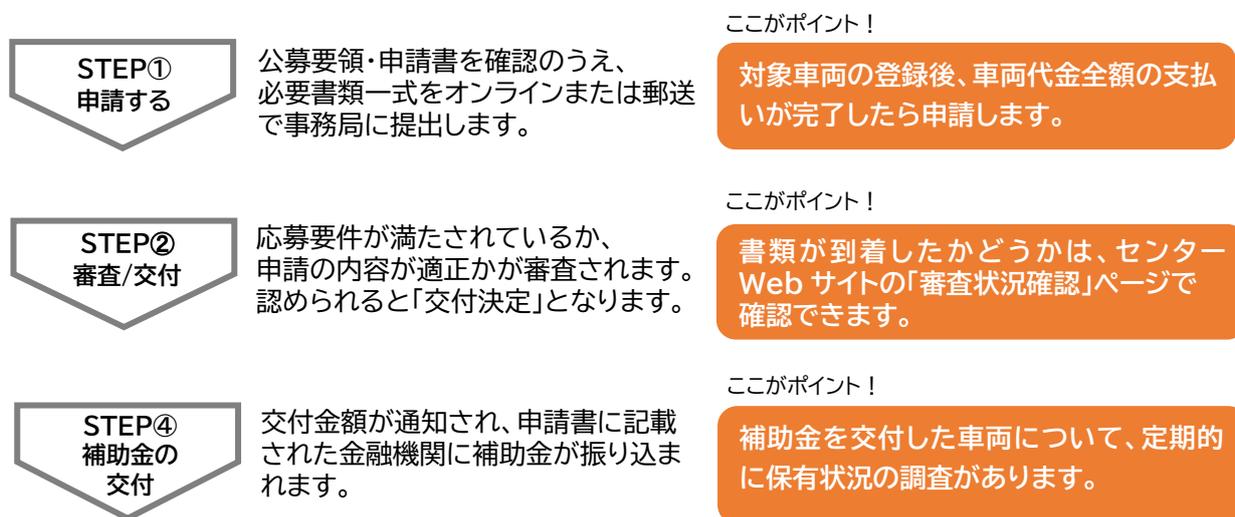
銘柄ごとの交付額については、センターWeb サイトに掲載されている「[② 令和5年4月1日以降の登録分](#)」（PDF ファイル）で確認してください。

■ 4. 補助金を受けた車両の保有義務期間について

補助金を受けた車両には処分を制限する期間があり、初度登録（届出）日から 4 年または 3 年の保有が義務付けられます。

やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。また、補助金も返納することとなります。補助金の返納が済むまで新たな補助金の交付は受けられません。財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、処分することとなった場合は早めに手続きをするようにしましょう。

■ 5. 申請～受給までのステップとポイント



申請に必要な書類は、「個人」「法人・地方公共団体」「リース会社」により異なります。申請の際は、それぞれの応募要領を確認してください。

◆ 申請書の提出期限

車両の登録日に応じて、申請書の提出期限が定められています。

【令和 5 年 5 月 1 日以降の登録車】

原則、初度登録（届出）日から 1 ヶ月以内

例外として、車両登録日までに支払手続きが完了していない場合は、初度登録（届出）日の翌々月末日までに提出してください。

【令和 5 年 4 月 30 日までの登録車】

受付終了

最終期限については現在のところ未定となっておりますが、予算の消化状況によっては早く終了する場合がありますので、早めに申請することをおすすめします。

■ 6. 最後に

申請にあたり、国が実施する他の補助金と重複して申請をすることはできませんが、自治体が発行する補助金制度とは重複して申請できます。国と自治体による補助金を併用すれば、購入費用をかなり抑えられます。

ただし、自治体が発行する補助金は、自治体ごとに上限額や要件が異なります。また、すべての自治体が発行しているわけではありませんので、事業所が所在する自治体のホームページ等で、電気自動車や燃料電池自動車等の補助金制度があるかどうか確認してみてください。

▼令和 4 年度補正・令和 5 年度 CEV 補助金（車両）のご案内 | 一般社団法人 次世代自動車振興センター

<https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は 2023 年 8 月 10 日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。